

岐阜市児童発達支援センターみやこ園

障害児相談支援運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市児童発達支援センター条例（昭和33年岐阜市条例29号。以下「条例」という。）の規程に基づき設置する児童発達支援センターみやこ園（以下「園」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「事業」という。）を適正に運用し、事業を必要とする障害児（以下「利用児」という。）に対し、適正な支援を行うため、園の人員、管理運営等に関し、「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年岐阜市条例第3号）に基づき、条例及び岐阜市児童発達支援センター条例施行規則（昭和33年岐阜市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 園は、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る利用児及びその保護者（以下「利用者」という。）の意志及び人格を尊重し、適切な支援を行うものとする。

2 園は、利用児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用児の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児又は利用者の選択に基づき、適切な支援が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用児に提供される支援が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援の提供に努めるものとする。

5 事業の実施に関しては、その提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

6 前5項の他、支援にあたって、職員は関係法令及びこの規程等を遵守し、常に利用児又は利用者の立場に立って、支援の充実及び向上に努め、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 岐阜市児童発達支援センターみやこ園

- (2) 所在地 岐阜市都通2丁目23番地
(職員の職種及び員数)

第4条 園は、次の各号に掲げる職種に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の職員を置く。

- (1) 管理者 1人
(2) 相談支援専門員 1人以上
(3) 事務員 1人
(職務内容)

第5条 園における職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、職員の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の状況の把握その他園の運営管理を一元的に行うものとし、法令等に規定されている事業の実施に関し、園の職員に対し、関連法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員は、次の業務を行う。
- (ア) アセスメントを実施すること。
 - (イ) 障害児支援利用計画書を作成すること。
 - (ウ) 障害児支援利用計画書を利用者等に交付すること。
 - (エ) モニタリングを実施すること。
 - (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
 - (カ) 利用者等からの依頼により、利用児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
 - (キ) その他必要な相談及び援助。
- (3) 事務員は、園の設備管理や契約に伴って発生する利用料の請求事務等を行う。
(開園日および開園時間)

第6条 園の開園日及び開園時間並びに支援の提供日及び支援の提供時間を次のとおりとする。

- (1) 開園日及び開園時間 岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分とする。
- (2) 支援の提供日及び提供時間 岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分とする。
(事業の提供方法及び内容)

第7条 園で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、

必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用児の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児の希望する生活や利用児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用児の居宅を訪問する等し、利用児及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 障害児支援利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害児通所支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) 障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、障害児支援利用計画案の内容について、利用児及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) 障害児支援利用計画を作成した際には、利用者等に交付するものとする。

(4) 障害児支援利用計画の作成

(ア) 通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) 上記(ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、利用児及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) 障害児支援利用計画を作成した際には、利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用児の居宅等を訪問し、利用児等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じて障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業を実施した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として、利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から法第24条の26第2項の規定により算定された障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

3 前項のほか、岐阜市外地で事業の提供を行う際は、交通費実費負担分の支払いを受けることができるものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、往復のキロ数×37円を徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 園は、利用者の依頼を受けて、当該利用児が同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該同一の月に受けた指定通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援事業の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び利用児に対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(事業の実施地域)

第10条 事業は、岐阜市、各務原市、羽島市、山県市、本巣市、及び瑞穂市の全域、羽島郡岐南町及び笠松町、本巣郡北方町において実施するものとする。

(事業を提供する主たる対象者)

第11条 園において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、障害児とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 園は、虐待防止に関する責任者を設置し、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、利用児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行う。

2 児童虐待が疑われる場合には、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組むものとする。

3 園は、虐待の防止啓発のための職員を対象とした研修を定期的実施する。

4 必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

5 職員は、支援の提供に当たっては、利用児を虐待してはならない。園は、苦情解決の体制を構築し、職員による虐待が発生した場合の早期発見と迅速な対応を行う。

6 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果について職員への周知徹底を行う。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第13条 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により、賠償すべき事故が発生したときは損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 園は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、防火管理責任者を配置し、定期的に避難訓練その他の必要な訓練を実施する。

2 前項に定めるもののほか、非常災害対策に関する事項については、岐阜市地域防災計画に定めるところによるものとする。

(苦情解決)

第15条 園は、その提供した事業に関する利用児及び利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 園は、提供した事業に関し、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない

(秘密保持等)

第16条 園は、関係機関等に対して利用児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

2 園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、事業に係る保有個人情報の取り扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）に定めるところによるものとする。

（職員研修等）

第17条 園は職員に対し、その資質の向上のため、次の各号に掲げる研修計画を別に定め実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に1回実施する。

(2) 内部研修を年に複数回実施する。

(3) 外部講師による研修を年に1回以上実施する。

(4) 前3号に規定する研修以外の研修 管理者がその都度定める。

（記録の整備）

第18条 園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 園は、利用児に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存する。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和6年4月1日

社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
理事長 足 田 宗 義